資料７

計画(案)のパブリック
コメント実施中！

パブコメ
詳細 HP
QR

「こんな町だったらいいな」をかたちにする計画

第2期

広陵町
まちづくり推進計画（案）

（参画と協働のための基本方針）

概要版

広陵町の「取扱説明書」
住んでいる人（あなた！）の声をまちづくりに
しっかり活かすための、みんなの共通ルールです



令和5年（2023年） 3月策定
令和 年（ 年） 月改訂

広陵町

未来へつなぐまちづくりのために

広陵町に関わるすべての人が参画・協働できる
素敵なまちへ！

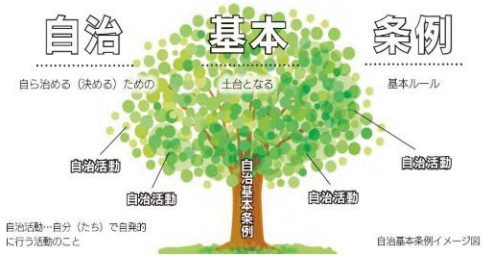


広陵町まちづくり推進計画は、
まちづくりを進めていくための道しるべです。

少子高齢化や人口減少、地域のつながりの変化、多様化するニーズなど、私たちのまちを取り巻く環境は大きく変化しています。

まちづくりは行政主導になりがちですが、多様な課題に対応するためには、行政だけでなく、このまちに暮らす一人ひとりが、まちに関心を持ち、それぞれの立場で関わる「参画・協働のまちづくり」が必要となっています。

そこで・・・「広陵町自治基本条例」を定めています！



まちづくりの基本となる考え方や、町民・議会・行政の役割や参画・協働の仕組みなどを明らかにし、参画・協働によるまちづくりを進めていくための「ルール」として「自治基本条例」を定めています！

自治基本条例に基づく「参画・協働のまちづくり」を具体的に進めていくために…

広陵町まちづくり推進計画を策定しました。

この計画の役割

自治基本条例に基づくまちづくりを具体的に進めていくために、「どのように取り組むか」及び「取組目標」を明らかにした行動計画です。

協働とは
協働を進めるための原則や方法、事例を示す



取組・目標
施策の方向性や取組、成果の目標を示す

計画の進め方

計画期間は５年間です。参画と協働の考え方を共有し、「知る・関わる・協働する・確かめる・見直す」の仕組みの中、柔軟に見直し、着実に進めていきます。

広陵町の現状と課題

広陵町を取り巻く社会環境の変化

- 人口減少、少子高齢化社会…税収減少、将来の担い手は？
- 希薄化するコミュニティ…お互いの助け合いは？
- 多様化する住民ニーズ…核家族化（孤立・孤独）、防災・防犯等の要望対応は

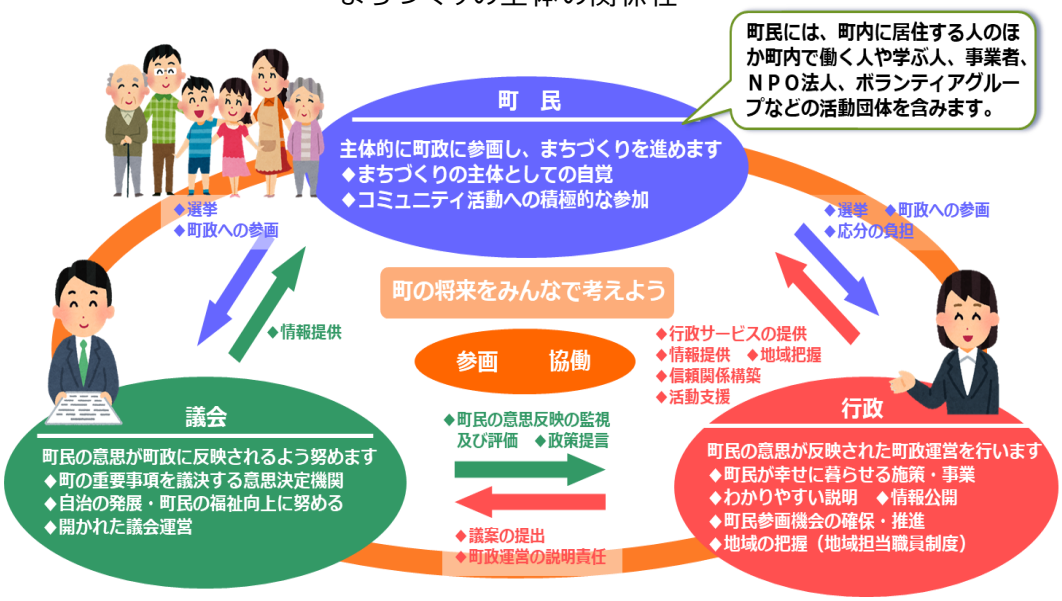
協働のまちづくりの現状と課題

- 基礎的コミュニティによる顔の見える関係づくり…将来の担い手は？
- まちづくり協議会による広域的な連携…立ち上げの支援や機運の醸成は？
- 各種団体・町民公益活動の広がり…時代に合わせた公益活動のあり方は？

行政だけでなく、町民・町議会を含めた、広陵町に関わるすべての人が
まちのことを思って、それぞれの役割で協力し合う

参画・協働のまちづくりが必要！

まちづくりの主体の関係性



参画・協働のまちづくりを推進するためには、まちづくりの主体である町民、議会、行政のそれぞれができることを持ち寄り、連携することが大切です。

参画と協働、まちづくりとは

参　画　町の施策や事業等の計画、実施及び評価等のまちづくりの過程に、町民が主体的に関わること

協　働　町民、町議会及び町長等が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むこと

まちづくり　時代に沿った、住みよく持続可能な地域社会をつくるための取り組み

まちづくりは、多様な主体が協力・連携することでより大きな成果を上げることができます。また、各主体が、パートナーとして協働の相乗効果を発揮するために、協働の基本原則を理解し、行動することが大切です。

協働の基本原則

①目的共有の原則



②対等の原則



③自主・自立の原則



④相互理解の原則



⑤公開、透明性の原則



⑥評価・見直し・期間限定の原則



⑦相互変革の原則



協働のステップ

①現状把握・課題洗い出し

②課題解決方法・事業実施の目的・目標を共有

③地域や行政の持っている能力、資源を最大限に活かせるように役割分担



「一緒に考えましょう！」が合い言葉になるように！

④役割に応じて活動実施

⑤進捗、成果等を情報発信・情報共有

⑥振り返り・次のステップへ

まちづくりを進める３つの基本方針

まちづくりは、一人ひとりが主役です。参画・協働のまちづくりを進めるため、3つの基本方針を連動させ、町全体の地域力向上に繋がるように取り組みを進めます。本計画では、**取り組みについて施策ごとに「町民ができること」・「行政ができること」・「協働でできること」を具体的に示し、その施策に連動した指標を示しています。**

基本方針 １ 条例の周知及び情報の提供

町民が主体となってまちづくりに参画するためには、町民が参画・協働のまちづくりに関心を持つことと、そのために必要な情報を町民・行政が相互に提供することが重要です。基本方針1では、「条例の周知」と「情報の提供」をテーマにしています。

1 町民や各団体へ条例の周知

自治基本条例を周知・啓発し、まちづくりへの関心を高める取り組みを更に推進します。

①条例の周知及び認知度を上げる取り組み

指標			
自治基本条例の周知に関する出前講座等の開催回数			
現状値	6回（R7）	目標値	10回（R13）

2 行政情報やまちづくりに関する情報の発信

まちづくりへの関心を高めるため、行政や地域で行われている事業や活動等について、行政・町民が積極的に相互に情報を提供・発信します。

①行政情報やまちづくりに関する情報の発信

指標			
町公式 SNS を活用した情報発信件数			
現状値	242 件（R7）	目標値	350 件（R13）

基本方針 ２ 参画及び協働の推進

町民がまちづくりの主体としてまちづくりに加わるためには、行政の政策形成プロセスや、団体等の活動へ参画しやすい環境をつくり、あらゆる主体が対等な立場で連携・協働できる体制をつくることが重要です。基本方針2では、「参画しやすい環境づくり」と「連携及び協働できる体制づくり」をテーマにしています。

1 町民が参画しやすい環境づくり

町内や地域に存在する、まちづくりに関するさまざまな活動をしている会議体や団体等へ、町民が参画しやすい環境づくりを推進します。

①町民が参画するまでの環境づくり

②町民が参画しやすい環境づくり

指標			
ボランティア登録団体数			
現状値	【団体】51団体 【個人】10人 （R8）	目標値	【団体】60団体 【個人】12人 （R13）

2 あらゆる町民や団体が連携及び協働できる体制づくり

あらゆる主体がまちづくりや町の施策に関心を持ち、連携・協働できるように、体制づくりや多くの人が集う場づくりを進めます。

①協働推進に関係する支援及び連絡会議の設置

②多くの人が集う拠点や場づくり

指標			
子どもや高齢者等の居場所設置数(のべ)			
現状値	88か所（R8）	目標値	100か所（R13）

基本方針 3 まちづくり活動の支援

住民自治の主体となる区・自治会やまちづくり協議会等が自律的・持続的に活動できるように必要な支援を行うとともに、行政内部及び団体等との協働事業を推進することが重要です。基本方針3では、自律的活動への必要な「支援」と「行政内及び各団体等との協働事業の推進」をテーマにしています。

1 基礎的コミュニティ、まちづくり協議会や公益活動団体への支援

基礎的コミュニティ(区・自治会)やまちづくり協議会、公益活動団体等の組織が活性化するよう支援を進めます。

①基礎的コミュニティへの支援

②まちづくり協議会への支援

③公益活動団体への支援

指標			
区・自治会への加入率			
現状値	【平均】85.92% 【最低】54.00% （R7）	目標値	【平均】89.00% 【最低】60.00% （R13）

2 庁内及び各団体等との協働事業の推進

町と各団体だけでなく、個人と団体、団体同士等、さまざまな協働事業を推進するとともに、行政内部の連携体制を整備します。

①町・各団体の協働事業の推進

②庁内連携体制の整備

指標			
住民ワークショップ等住民が話し合いをする会議の開催数			
現状値	13回（R7）	目標値	25回（R13）

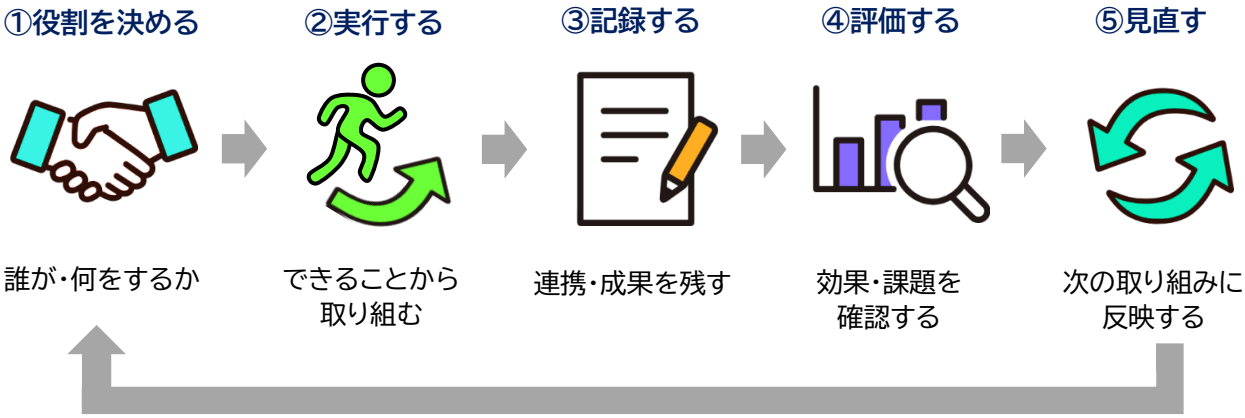
3つの基本方針を連動させ、町全体の

地域力向上をめざす！

計画の進め方

実践サイクル

参画･協働の取り組みを実践する際には、役割分担して実行し、その経過や成果を記録するとともに、効果や課題を評価し、次の取り組みに反映させるサイクルを意識します。



計画期間

計画期間は５年間です(第２期:令和9(2027)年度～令和 13(2031)年度)。毎年度の進捗管理と検証結果を踏まえて、５ 年を超えない期間ごとに見直し、参画･協働のまちづくりの更なる推進を目指します。



広陵町自治基本条例

広陵町自治基本条例（改正後）

広陵町まちづくり推進計画

第２期推進計画

一人ひとりが主役です。みんなで考え、みんなで行動し、未来へつながるまちづくりを！

計画の内容をもっと詳しく知りたい方はこちら！

第２期広陵町まちづくり推進計画(本体)QR

＜概要版＞

第2期広陵町まちづくり推進計画(案)

広陵町地域振興部

協働のまちづくり推進課